

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課

土地対策課

法令名	土地収用法	法令の番号	昭和26年 法律第219号
許認可等の種類	下記に記載	根拠条項	第138条第1項
審査基準	権利、物件及び土石砂れきの収用又は使用に関する準用規定における		
	1 事業認定申請書の却下	No.6の審査基準を準用	
	2 事業の認定	No.7の審査基準を準用	
	3 事業認定の拒否	No.8の審査基準を準用	
	4 土地の形質の変更の許可	No.9の審査基準を準用	
	5 土地の形質の変更、工作物の新築等に係る承認	No.10の審査基準を準用	
受付機関	土地対策課	処理機関	土地対策課
交付機関	土地対策課	標準処理期間	日
		標準経由期間	日
		目次	11
		NO	